

料金表

【介護保険対応 利用料金表】

			単 位 (非課税)	
			介護	介護 予防
訪問看護	I 1 (20分未満)	看護師	314	303
訪問看護	I 2 (30分未満)	サービス提供表による (緊急時訪問可能)	471	451
訪問看護	I 3 (60分未満)		823	794
訪問看護	I 4 (90分未満)		1,128	1,090
訪問看護	I 5 (20分未満)	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の場合	294	284
予防訪問看護 12月減算 (I5)		利用開始日の月から起算して12月越えて訪問を行った時(一回につき)	-8	-8
加 算	夜間・早朝訪問看護加算	18時～22時・6時～8時	25%加算	
	深夜訪問看護加算	22時～6時	50%加算	
	緊急時訪問看護加算 I	1ヶ月に1回	600	
	特別管理加算 I	1ヶ月に1回、重症度などの高い利用者の場合	500	
	特別管理加算 II	1ヶ月に1回	250	
	初回加算 I	退院日に訪問した場合	350	
	初回加算 II	退院した翌日以降に訪問した場合	300	
	退院時共同指導加算	退院又は退所後の初回訪問看護の際に1回	600	
	専門管理加算	1ヶ月につき1回	250	
	複数名訪問加算 I (看護師)	30分未満	254	
		30分以上	402	
	複数名訪問加算 II (看護師と看護補助者)	30分未満	201	
		30分以上	317	
	長時間訪問看護加算	1時間30分を超える場合	300	
	サービス提供体制加算 I	1回につき	6	
口腔連携強化加算	1カ月につき1回	50		

	ターミナルケア加算	2,500
--	-----------	-------

* 長時間訪問看護加算は特別管理加算の対象者のみになります。

* 夜間・早朝・深夜加算は 24 時間対応の契約の方は、月の 2 回目訪問より対象になります。

* 特別管理加算 I

- ・ 在宅悪性腫瘍等患者指導管理を受けている
- ・ 在宅麻薬等注射指導管理を受けている
- ・ 在宅腫瘍化学療法注射指導管理を受けている
- ・ 在宅強心剤持続投与指導管理を受けている
- ・ 在宅気管切開患者指導管理を受けている
- ・ 気管カニューレを使用している
- ・ 留置カテーテルを使用している

* 特別管理加算 II

- ・ 在宅自己腹膜灌流指導管理
- ・ 在宅自己導尿指導管理
- ・ 在宅血液透析指導管理
- ・ 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理
- ・ 在宅酸素療法指導管理
- ・ 在宅自己疼痛管理指導管理
- ・ 在宅中心静脈栄養法指導管理
- ・ 在宅肺高血圧症患者指導管理
- ・ 在宅成分栄養経管栄養指導管理
- ・ 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態
- ・ 真皮を超える褥瘡の状態
- ・ 点滴注射を週 3 日以上行う必要があると認められる状態

《利用料の本人負担額の計算方法》

$$\text{介護保険サービスによる利用料} = \text{単位数} \times \text{地域加算}(11.05) \times (\text{自己負担割合})$$

* 各保険改正、税率変更、規約変更等に伴い上記料金表は変更される場合がございますのでご了承ください。

【医療保険対応 利用料金表】

		料金／円 (非課税)	
訪問看護基本療養費Ⅰ	週 3 回まで	5,550	
	週 4 回目以降	6,550	
訪問看護基本療養費Ⅲ(在宅療養に備えた一時的な外泊時)	入院中に 1 回、厚生労働大臣が定める疾病等は 2 回	8,500	
訪問看護管理療養費 (月の初日)		7,670	
訪問看護管理療養費 (月の 2 日目以降の訪問の場合)	訪問看護療養費 1	3,000	
	訪問看護療養費 2	2,500	
加算	難病等複数回訪問加算	同日 2 回訪問	4,500
		同日 3 回訪問以降	8,000
	24 時間対応体制加算	1ヶ月に1回	6,800
	特別管理加算Ⅰ	1ヶ月に 1 回、重症度などの高い利用者の場合	5,000
	特別管理加算Ⅱ	1ヶ月に 1 回	2,500
	退院時共同指導加算	1 回、ガン末期等は2回	8,000
	特別管理指導加算	特別管理加算の対象のみ	2,000
	退院支援指導加算 1	退院日の初日に訪問の際に1回	6,000
	退院支援指導加算 2	90 分を超えた場合	8,400
	夜間・早朝訪問看護加算	18 時～22 時・6 時～8 時	2,100
	深夜訪問看護加算	22 時～6 時	4,200
	複数名訪問看護加算	1 日 1 回、	4,500
	緊急訪問看護加算	月 14 日目まで	2,650
		月 15 日目以降	2,000
	長時間訪問看護加算(90 分を超えた場合)	週 1 日限り、特別管理加算対象者のみ	5,200
	訪問看護情報提供療養費	1ヶ月に 1 回	1,500
	訪問看護ターミナルケア療養費Ⅰ		25,000
	訪問看護医療 DX 情報活用加算	1 カ月に 1 回	50
	ベースアップ評価料	1 カ月に 1 回	780

* 週3回までのご利用となります。

(但し、厚生労働大臣が定める疾病等についてはこの限りではありません)

* 訪問時間は、特別な場合を除き 30～90 分となります。

* 同一建物居住者に同日に 3 名以上利用者がいる場合

①訪問看護基本療養費Ⅱが適用 (但し、緊急時訪問は訪問看護基本療養費Ⅰが適用)

②複数名訪問看護加算 4,000 円

③難病等複数回訪問加算 4,000 円

* 厚生労働大臣が定める疾病などの方、または急性憎悪などで特別訪問看護指示書の交付のある方には 1 日に 3 回以上訪問を実施できます。

* 特別管理加算 (重症度の高い利用者)

- ・在宅悪性腫瘍等患者指導管理を受けている
- ・在宅気管切開患者指導管理を受けている
- ・気管カニューレを使用している
- ・留置カテーテルを使用している

* 特別管理加算 (その他)

- ・在宅自己腹膜灌流指導管理
- ・在宅人工呼吸指導管理
- ・在宅血液透析指導管理
- ・在宅自己導尿指導管理
- ・在宅酸素療法指導管理
- ・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理
- ・在宅中心静脈栄養法指導管理
- ・在宅自己疼痛管理指導管理
- ・在宅成分栄養経管栄養指導管理
- ・在宅肺高血圧症患者指導管理
- ・人工肛門又は人工膀胱を設置している状態
- ・真皮を超える褥瘡の状態
- ・在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している

《利用料の本人負担額の計算方法》

医療保険サービスによる利用料は、各保険負担割合に準じます。

*各保険改正、税率変更、規約変更等に伴い上記料金表は変更される場合がございますのでご了承ください。

【保険外対応 利用料金表】

		料金(非課税)
休日料金	8:30~17:00 30分	3,000
土: 第1・3・5 8:30-12:15を除く 日・祝日の訪問 (医療保険対象の追加料金)	上記の時間外 30分	5,000

		料金 (課税/税込)
エンゼルケア	ご希望により死後のケアを行った場合	12,000
交通費 【医療保険・自由料金】 事業所から自宅までの交通費は実費を徴収いたします。	片道 1 km 100 円 1 km以上 50 円/km(内税) (往復円/回) 公共交通機関利用の場合、 実費相当額	
キャンセル料 * サービスの利用を中止する際には、速やかにご連絡をお願いします。 但し、利用様の様態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は不要です。	サービス利用日の前日まで	無料
	当日ご連絡のない場合	保険 10 割

◎その他の利用料金

・保険で認められないものや、ガーゼ等処置に必要な医療材料は実費をいただきます。

◎利用料金の請求及び支払い方法について

請求……利用料及びその他の費用は、月末締めにて利用月の合計により請求いたします。

支払い…翌月の28日に、ご登録いただいた銀行より自動引き落としをお願いしています。

手続きが完了するまでは現金でのお支払いとなります。

ご入金を確認しましたら領収書をお渡ししますので、必ず保管をお願いします。

◎その他

サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項に留意してください。

- ・訪問看護・訪問リハビリ員は、介護保険制度上、利用者様に対してのみ訪問看護・訪問リハビリを提供することとされています。家族の方に対して訪問看護・訪問リハビリを行うことはできませんのでご了承ください。
- ・訪問看護・訪問リハビリ員に対する飲食等のもてなしは必要ありません。

(R06.06.1)